

## 平成24年度 第7回府中市環境審議会会議録

平成24年7月3日(火)  
午後6時半から8時半まで  
府中駅北第2庁舎3階会議室

- 1 出席委員 安藤正邦委員、海藤茂委員、戸田忠良委員、中嶋正樹委員、石上祥光委員、石谷真喜子委員、増山弘子委員、竹内章委員、塚原仁委員、朝岡幸彦委員、田中あかね委員、室英治委員  
(12名)
- 2 欠席委員 比留間吉郎委員、金子富紀委員、馬場利之委員(3名)
- 3 事務局 加藤環境政策課長、遠藤環境政策課長補佐、渡邊環境改善係長、監物環境保全活動センター整備担当理事、環境改善係海野
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事 (1) 府中市総合計画の環境関連分野について  
(2) 府中市環境基本計画第4章の重点施策の題目の検討

### 《審議内容(要旨)》

事務局 ただ今から、第7回府中市環境審議会を開催します。会議の前に、皆様に配布した資料を確認します。配布資料は3部です。

資料1 重点施策と関連個別計画

資料2 個別計画の位置づけ(各個別計画からの抜粋)

資料3 府中市環境基本計画及び行動指針の推進のための見直しについて  
以上です。不備などありますか。

事務局 本日の会議に、次の方から欠席の連絡を受けたので、報告します。

比留間委員、金子委員、馬場委員

以上、3名です。

「府中市環境審議会規則」第5条第2項の規定の委員の過半数の出席なので、本会議は成立しています。

傍聴を委員の皆様に諮りますが、府中市情報公開条例に基づき原則公開です。

傍聴人はいますか。

事務局 本日、傍聴人はいません。

事務局 それでは、以後の進行をお願いします。

会長 ただ今から、平成24年度第7回府中市環境審議会を開会します。  
報告事項の説明を事務局からお願いします。

事務局 2報告事項(1)委託契約について説明します。府中市環境基本計画改定に伴い、支援業務委託します。委託契約の現場説明が来週にあり、その後、契約予定です。委託内容は、現状把握、計画目標の見直し、施策体系の見直し、基本計画骨子案作成、施策の検討、重点施策の項目整理、環境行動指針の検討、推進体制・進行管理の検討、環境審議会及び市民検討会の支援です。現状把握では、市民アンケート、事業者ヒヤリングの予定です。審議会及び市民検討会では、資料作成や検討会の司会進行などを業務委託します。

(2)第6次府中市総合計画に関して、二点、報告します。

一点目は、政策課から各課に平成24年6月19日付け事務連絡で、明日7月4日に「第6次府中市総合計画における基本計画策定に向けた施策体系及び施策調書に関する説明会」が開催される通知がありました。内容は、総合計画の基本計画の基本的な考え方と、総合計画における基本的計画策定に向けた施策に関することです。環境政策課職員も数名が出席します。

二点目は、政策課から各課に平成24年6月25日付け事務連絡で「第6次府中市総合計画策定のためのグループインタビューの実施に伴う関係団体等の推薦依頼」がありました。総合計画策定にあたり、協働のパートナーとなる関係団体などの関係者の意見などを反映するため、グループインタビューを実施します。環境政策課でも、関係各団体に知らせしました。会議の調整、開催、進行などは政策課で行います。以上です。

会長 事務局から、報告が二点ありました。一点目は入札結果を見て、委託業者が決まった時に報告をお願いします。二点目は第6次総合計画策定に関して、取組が二点あり、政策課での説明会開催とグループインタビューの実施についてでした。

意見・質問があればお願いします。良いですか。

会長 3議題に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議題(1)府中市総合計画の環境関連分野について説明します。資料1は、重点施策10項目に関連する個別計画をまとめた表です。「星印」の3計画が、近年に改定予定です。総合計画、各個別計画や地球温暖化対策地域推進計画などの計画と整合性を図る必要があります。資料2は、各個別計画の中に、環境基本計画との関連性が図示されたものです。上位計画になっている計画や、同列になっている計画など、様々なので、環境基本計画との関連性を整理します。総合計画の環境分野に盛り込む柱立てとして、「温暖化対策と再生エネルギーの推進に係る柱立て」、「生物多様性に関する柱立て」、「放射能汚染に関する柱立て」が前回審議会で委員の皆様から意見があったので、資料1に記載しました。今後、政策課とこの3項目について調整します。

会長 事務局からの説明について、意見・質問などありますか。

委員 資料1の個別計画に星印が三つありましたが、新しく追加される計画ですか。

事務局 重点施策6・8にある星印の計画は、平成25年度に改定予定の現在ある計画です。

委員 改定ということは、重点施策6・8に盛り込まれ、関係してくるということですか。

事務局 環境基本計画と同時期に改定を進めている計画で、関連性を各課と協議し、環境基本計画の施策を盛り込んでもらうよう話をします。

委員 重点施策6・8が星印の個別計画に反映されるという理解で良いですか。

事務局 はい。

副会長 重点施策の下に3項目が追加されていますが、地球温暖化対策、生物多様性、放射能対策を新しく柱立てるのか、または、現重点施策の関連箇所に入れるのか、どちらを考えていますか。3項目とも重点施策のどれかに入れることができると思います。地球温暖化対策は重点施策6に入り、関連して地球温暖化対策地域推進計画を作成した経緯があります。放射能も新しい問題ですが、重点施策4に入ると思います。新しく柱立てなくても現重点施策を調整すれば良いと思います。

会長 新しく3項目が出ていますが、重点施策を新たに立てる考え方と、既存の重点施策に入れる考え方の2通りがあり、既存の重点施策に入れる方が良いとの提案でした。他はどうですか。

委員 生物多様性とは、具体的にどういうことですか。

事務局 生物多様性とは、固有種を守るために、外来種を駆除することや、絶滅の危機に瀕している動植物を保護する考え方に基づくものです。現状では、生物多様性に関する個別計画を策定しなければならない法的義務はありません。都道府県では、生物多様性の計画を策定する流れになっています。環境基本計画や緑の基本計画で、生物多様性について触れなくてはならない時期だと考えます。将来は個別計画として策定する必要があると考えます。

会長 20年前の1992年、地球サミットがリオデジャネイロで開かれ、2週間程前に「リオプラス20」環境サミットが開かれ、10年毎に地球レベルで環境問題の色々な取組について合意しています。20年前の地球サミットで、気候変動枠組条約、生物多様性条約などが国際条約として決められ、日本政府では生物多様性条約を批准し、生物多様性基本法を策定し、条約に基づく生物多様性国家戦略を作りました。基本法には、生物多様性国家戦略の下に生物多様性地域戦略を作るよう働きかける規定があります。国家戦略は必ず作らなければいけないので、環境省が国家戦略を策定しています。自治体では、地域戦略を持つようになっていますが、必ず持たなくてはならない規定ではないので、持っている自治体が非常に少ない状況です。国家戦略があっても地域戦略がないと、地域が具体的に動きづらいので、環境省は地域戦略を市町村にできるだけ作るよう進めています。具体的には里山が象徴的に言われ、里山や水辺の保全や活用を考えた場合に、地域の特性が非常に大きく、外来種の駆除の問題もあり、地域ごとに生物多様性の固有種を意識した保全活動をしなければいけない状況です。2011年から10年間を国連生物多様性の10年と決めて、現在2年目に入りました。COP10が名古屋で開かれ、その直後に3.11の震災が起これ、それどころではない雰囲気になり、復興が優先で生物多様性の話が置き去りにされていました。国際会議が開かれたことを受け、生物多様性地域戦略を作るようになり始めています。緑の基本計画に入れることは可能ですが、

一つの方法として、府中市生物多様性地域戦略を作ることが考えられますが、作るべきか将来に委員の皆さんに議論いただければと思います。生物多様性は、目立ちませんが環境関連では重要視されています。

委員 環境基本計画と緑の基本計画の関係が良く分からないのですが、緑の基本計画は環境基本計画の下に作られたものですか。地球温暖化対策地域推進計画は、環境基本計画とリンクしているようですが、別に作るよりも環境基本計画に温暖化対策も含めた方が良いと思います。府中市の計画がたくさんありますが、環境を一つにまとめて作る方が分かりやすいと思います。

事務局 地球温暖化対策地域推進計画は、環境基本計画の重点施策5・6・8・9を抜き出し、温暖化対策を具体的に進めるため、環境審議会で審議し策定しました。計画の上下関係は、環境基本計画が上位計画です。法体系は、環境基本計画は環境基本法に基づき策定しています。地球温暖化対策地域推進計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、策定の義務はありませんが、温暖化対策のため策定しました。別冊子で見づらいますが、具体的な取組を抜き出しています。今回の基本計画の改定は、個別で抜き出した地球温暖化対策地域推進計画の部分は、環境基本計画の中では薄くとらえるものと考えます。生物多様性も同様だと考えます。

緑の基本計画は、都市緑地法の4条に策定しなければならない規定があり、環境基本計画と並列です。並列ですが、環境の事務事業は範囲が広いので、環境基本計画と緑の基本計画の一部に重なる部分があります。

会長 個別計画には根拠になる法律があります。国の法律に合わせ、条例が制定され、条例に基づき個別計画が作られます。法律には、必ず計画を作る場合と、作ることが望ましいという曖昧な位置付けの場合とがあります。国の法律の枠組で、計画が位置付けられるので、多くの個別計画が作られます。例えば、府中市学校教育プラン21は、教育基本法で義務づけられた「地域が作る地域教育振興基本計画」に変わる位置付けで作られています。法律に義務づけられた計画なので必ず必要です。府中市では教育振興基本計画に当たるものが、府中市学校教育プラン21であると説明してします。法令などで義務づけられた計画を別の名称で読み替える場合があります。中身が錯綜しているので、重複や煩雑なのは仕方ありません。

基本計画は、全ての領域をカバーする特性が必要です。一つひとつの項目を個別計画に反映させ、枠組や基本的な考え方や基本的な数値だけを書き、基本計画として位置付ける方法もあります。温暖化対策は、温暖化対策推進計画の一つひとつの項目が書いてあるので、前提となる位置付けを基本計画ですするという考え方もあります。

委員 府中市学校教育プラン21には星印がついていますが、予定ではどのような改定内容になっていますか。重点施策8に校庭の芝生化がありますが、子ども達に環境学習を強化できると良いと思います。参加する環境を作り、校庭だけではなく、モデル的に生物など、子ども達に体験させる環境があると未来につながると思います。

事務局 環境では、環境学習という言葉を使っていますが、教育現場では、総合学習を活用して環境の学習に取り組んでいます。総合学習のときに学校からの依頼で、ノウハウのある市民や、府中かんきょう市民の会に講師をお願いする取組があります。また、多摩川で

の府中水辺の学校の活動や、緑の活動推進委員会の取組もあります。学校に協力し、講師を派遣し、環境学習をするため、多摩川、浅間山、武蔵台公園などを活用し、支援する取組が現在もありますが、より大きく広げられれば良いと考えています。将来的に環境保全活動センターで環境学習に対して支援する取組を考えています。

会長 学校教育プラン21改定時期なので、併せて環境分野の学習の位置付けがうまくできないかという質問と回答でした。

副会長 見直し時期が、環境基本計画と同じ平成25年度までの計画で、第5次総合計画にある生涯学習の推進に関連したものが、学校教育プラン21の位置付けです。

会長 星印の計画は改定時期なので、環境審議会の議論とつながるように情報収集し、リンクして、問題を位置付ける考え方で良いと思います。星印の計画がどのように進むのか、環境基本計画に位置付ける可能性を重点的に調べてください。

委員 重点施策9に学校教育プランは入らないのですか。

会長 入れても良いと思いますが、学校教育プラン21は、学校教育だけなので、市民に対する社会教育、生涯教育は入りません。重点施策に対応する個別計画がないものがあり、どう推進するかが分からないので、学校教育プラン21にも重点施策9にあたるものを位置付けてください。  
その他ありますか。

委員 地球温暖化対策、生物多様性、放射能対策をどこかに入れ込まなければいけないとの話がありました。生物多様性は、府中市では生物多様性地域戦略の必要性があり、府中の特色を出す一つの武器だと思います。重点施策1に生物多様性の言葉を入れた方が良いと思います。放射能対策は、重点施策4に生活環境、地域環境を保全する意味で入れ、施策の文言を広く修正する方法もあります。地球温暖化対策は重点施策6にリンクしています。生物多様性と放射能対策を入れ、施策の文言を改定する方が良いと思います。

会長 他はありますか。

委員 重点施策5に10年間でごみの50パーセント削減を目指しますとあります。ごみ減量アクションプランに平成25年度までにごみ50パーセント削減とあります。平成13年から平成25年までに半減し、さらに平成25年から10年間で、50パーセントとなると、平成13年から比べると75パーセント削減ということになります。実現可能なか疑問に思います。

事務局 同じように繰り返し作れば、最後には0になりますが、いつかは限界が来て、ごみ処分の関係で効率的に処分できる量があるので、担当課のごみ減量推進課で基本計画改定の時に、この内容を議論したいと聞いています。そのままだと75パーセント削減になりますが、実現できるのか議論になると思います。表現について工夫をする必要があると考えます。

会長 表現自体がこのままで良いのか、書き方の問題もあるので、実現可能性も重要なことなので、柱立てを残したとしても、表現は変える方向で議論したいと思います

副会長 ごみ50パーセント削減は、平成13年度比で平成25年度までの目標で作成しました。目標が達成されれば、次の目標はどうするのか、新しい目標をこれから10年間に向かって立て直さなければいけません。後からリサイクル日本一ということが出てきました。環境基本計画を作ったときは、リサイクル日本一という言葉はありません。10年間でごみを半減させるのが、当時基本計画を作ったときに一つの大きな目標でした。次の10年間でどうするのかはまだ見えていません。新たな目標を立てなくては行けないので、重点施策の大きな課題になると思います。

会長 他にありますか。

委員 重点施策についての評価を何らかの形である必要があると思います。時代が変わり、施策に加えるものや無くすものがあっても良いと思います。

事務局 資料が多種多様あるので、今後、コンサルタントでまとめてもらい、チェックをかけ、他の個別計画との絡みもあるので、洗い出しを行うことを考えています。

会長 全く評価していないわけではないということです。行動指針に合わせ、行政内でどこまで取組んでいるのか評価していたはずですが、重点施策を行政だけがすれば良いのではなく、市民、事業者の協力が必要だと思います。どのように評価するのか、ごみの場合は分かりやすいが、他は分かりにくい部分もあり、工夫の余地があるとの議論を以前にしました。計画を立てるにあたり、重点施策の文言だけではなく、どこまで達成されたかも大事だと思います。

重点施策について、いくつか重要な論点や方向性が出ています。

一つは重点施策について、温暖化対策や生物多様性など、重点施策に含まれていなかったものは、独立した施策として立てるより、既存の施策の中に位置付ける方が良いとの発言がいくつかありました。反対もなかったので、既存の重点施策の中に入れ込む方向が良いと思います。

関連の個別計画について事務局で調べましたが、改定時期を迎える計画は、どの程度の調整ができるのか、事務局に調べていただきたいと思います。

重点施策の言い回しが、現況に合わないものもあるので、表現方法を見直す必要があるとの意見がありました。言い回しの問題は、それぞれ重点施策ごとにどこまで達成されたのかとの表裏の関係になるので、コンサルタントの協力を得ながら議論したいと思います。

対応する他の個別計画がない領域があるので、この領域についてはどうするのか、課題であることが出ました。

四点ほど整理しましたが、念頭において、引続き議論していきたいです。

ロードマップでは、第4章と第5章を議論することになっていますが、第4章重点施策の中身を議論したので、後は第4章・第5章の何を議論するのかをお願いします。

事務局 本日は、施策の方向性、項目の成り立ちについて、検討していただくことで考えていました。委員からもあったとおり、重点施策、個別施策の進捗状況など、個別計画があ

るので、計画の進捗状況も踏まえて内容を整理したいと考えています、

会長 基本的には重点施策で議論したことを核にして、計画の更新を進めていきます。

副会長 重点施策6・8・9・10はすでに見直しました。重点施策6は、見直し結果を基に地球温暖化対策地域推進計画に反映しています。見直していないのが、重点施策1から5と7です。どこまで進展しているのか把握しきれていません。行政施策の分かっているものは報告を受けていますが、市民や事業者の活動は全く把握していません。見直していないところを重点的に議論するべきであると思います。10年程経つと、状況が変わっているので、最新情報を加味して見直す必要があります。重点施策として今後も続けるのか、別のものにするのかを含め、何を決めるのか、何を検討するのか、的が絞られていないので、ある程度審議会で決めないと、コンサルタントも困るし、市民検討会でも的が絞れないと思います。

会長 準備の都合もあるので、前回審議会で、見直し対象になっていない施策を重点的に点検するための資料の準備をお願いします。重点施策の考え方、見直しの方向性が出たと思います。

次に(3)その他、事務局から何かありますか。

事務局 何点か口頭で報告します。

一点目は、現在募集中の環境基本計画市民検討会の応募状況です。6月21日号の広報ふちゅうで募集し、7月10日までですが、応募が無い状況です。今後は関係する環境団体などに依頼し、追加募集で、再度、募集します。

二点目は、府中環境まつり2012の開催結果です。会場は府中公園で、予定通り6月2日(土)に開催しました。今年度から、従来のグリーンフェスティバル、環境フェスタ、リサイクルフェスタを統合し実施しました。出展者の内訳は、フリーマーケットが105店、事業者・市民団体・行政関係及び出演者を併せて50団体となっております。来場者は、延べ2万人でした。

三点目は、節電についてです。7月1日号広報で周知し、昨年は15%の節電が義務付けでしたが、今年度は目標値が無いですが、昨年に引き続き皆様の協力をお願いします。

四点目は放射能対策です。更なる監視のため、小学校22校のプール水の放射性物質の測定を6月19日に実施しました。測定結果は全ての小学校で不検出(検出下限値未満)でした。また、市民プール8か所と郷土の森博物館の水遊びの池の測定を7月13日に予定しています。

五点目は府中市環境保全活動センターの活動状況について報告します。資料として「浅間山公園ヤマユリの観賞と散策」を配布しました。7月25日(水)午前10時から浅間山で開催します。7月12日まで募集中です。次に「クール・エコの集い」について報告します。環境保全活動センターの独自事業として、企業のCSR、企業の環境活動を利用し、7月31日、8月1日の両日に行います。福祉保健部、府中市地域包括支援センター、環境保全活動センターが一体で実施します。8月1日の午後3時からペットボトル500本の無償提供、環境ブース、環境に関するタレントの歌や踊りなどを実施します。午後5時から市長、議長らが参加し、一斉に打ち水をします。打ち水は、節電に有効であり、ヒートアイランド対策として、環境保全活動センターの事業として実施します。

会長 質問などありますか。  
最後に4 次回の開催について、事務局からお願いします

事務局 次回の日程は、平成24年9月4日（火）18時30分から、府中駅北第2庁舎の3階会議室で開催します。

会長 以上で、本日の環境審議会を終わります。

事務局 ありがとうございました。

以上